



水処理についてのお知らせ

▶申し込み・問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

10月1日は浄化槽の日
浄化槽は、家庭からの生活雑排水や水洗便所排水を処理し、きれいな水を河川や水路に放流するための施設です。
各家庭に設置されている浄化槽の機能を正常に維持するためには、定期的な保守点検・清掃・法定検査の受検が欠かせません。
市では「水と緑の美しいまちづくり事業」として、合併処理浄化槽を対象に浄化槽法で義務付けられている次の3項目に係る経費の一部を助成しています。

①保守点検
浄化槽の装置が正しく働いているか点検し、清掃の時期の判定や消毒剤の補充などを行います。4カ月に1回以上実施しましょう。

②清掃
浄化槽内の汚泥などの抜き取りや装置の洗浄を1年に1回以上行う必要があります。

③法定検査
浄化槽の処理水の水质を検査し、機能が正常か確認する法第11条検査を1年に1回受けましょう。検査は、県浄化槽協会が行います。

合併処理浄化槽維持管理費補助金制度について
補助対象
市内の専用住宅の合併処理浄化槽（20人槽以下）に対し、適正な維持管理（保守点検・清掃・法第11条検査）を同一年度に実施した人
※店舗などの併用住宅は対象外です
補助金額 3万円（限度額）
必要書類
・補助金交付申請書（環境衛生課、各支所にあります）
・保守点検、清掃および法第11条検査の領収書の写し
・法第11条検査結果書の写し（「不適合」でないもの）
提出先 環境衛生課または各支所
申請期限
【令和3年度分】
令和5年3月31日まで
【令和4年度分】
令和6年3月31日予定

集落排水施設および市設置浄化槽の世帯人数の変更はありませんか
集落排水施設および市設置浄化槽の月額使用料は、基本使用料と世帯人数により決められています。世帯人数に変更があった場合は、使用人員変更届の提出が必要です。環境衛生課または各支所で手続きしてください。



市営住宅の入居者を募集します

▶申し込み・問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

市営住宅の入居者を次のとおり募集します。
対象者
次の条件を全て満たす人
・現に住宅に困窮していることが明らかでない人
・市内に住所または勤務場所を有する人
・同居の親族または同居しようとする親族がいる人（事実上婚姻関係にある人や婚約者を含む）
※一定の条件を満たす場合、単身入居も可能です。詳しくは建築住宅課までお問い合わせください。
・市町村税などを滞納していない人
・世帯の月額所得が基準の範囲内であること
・申込者または同居親族が暴力団員でないこと
入居予定時期 11月中旬
必要書類
・申込書および申立書など（建築住宅課各支所にあります）
・入居予定者全員の住民票
・所得証明書（学生を除く15歳以上の人）
・完納証明書（申請者のみ）
提出先
建築住宅課（郵送不可）
申込書配布・受付期間
10月3日（月）～14日（金）
午前8時30分～午後5時
※土日、祝日を除く



| 団地名（所在） | 棟号室 | 間取り・構造 | 建設年度 | 使用料 ※入居する人の所得に応じて決定します | 駐車場 使用料 | 共益費 |
|----------------------------|-------|-------------------------|--------|---------------------------|-----------------|--------|
| 定住促進住宅 高瀬中央 （高瀬町比地中） | 2-404 | 3DK 中層耐火5階建 水洗トイレ | 平成10年度 | 14,000円～22,000円 | 1台につき 2,000円 | 3,000円 |
| | 2-502 | | | 12,000円～20,000円 | | |
| 西野団地 （詫間町詫間） | C-222 | 3DK 中層耐火3階建 水洗トイレ | 平成9年度 | 19,500円～38,200円 | 1台につき 2,800円 | 3,400円 |
| | D-233 | | 平成10年度 | 19,600円～38,400円 | | |

※エレベーター無し。
※定住促進住宅高瀬中央は、市外の人でも申し込みが可能です。



公園での迷惑行為やごみのポイ捨てはやめましょう

▶お問い合わせ 農林水産課 ☎73-3040

市内各地でイノシシが出回っています
イノシシを目撃したら、近づかず、落ち着いてゆっくりと背を向けずその場から離れましょう。決して大きな声を出したり、無理して追い払ったりしないでください。
万が一、近づいてきたら高いところに避難するか、物陰に隠れましょう。
補助事業
農作物を守るため、侵入防止柵を設置する場合、事業費の一部を補助しています。補助には条件がありますので、事前に農林水産課までお問い合わせください。



公園での迷惑行為やごみのポイ捨てはやめましょう

▶お問い合わせ 都市整備課 ☎73-3048

公園を気持ちよく利用できるよう 次のことを守りましょう
①原則、火の使用は認めていません。花火やバーベキューなどはやめましょう。
②公園内は原則禁煙です。
③遊具での危険な遊びや他の利用者の迷惑となる球技はやめましょう。
④犬と散歩するときは引き綱をつけましょう。フンは必ず持ち帰りましょう。
⑤ごみは各自持ち帰りましょう。
⑥その他、近隣の人や他の利用者の迷惑になることはやめましょう。



放置竹林対策や里山環境整備の一部を補助します

▶お問い合わせ 農林水産課 ☎73-3040

放置竹林対策や里山環境整備を補助します。
・荒れている竹林の手入れをしたい
・薪など地域の資源を活用して、山村を活性化したい
・子どもたちに、森林の中で自然体験をさせたい
・森林整備のための作業道を作りたい
・竹林を伐採し、広葉樹に植え替えたい

①森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業
地域住民、森林所有者などが協力して実施する里山林の保全や森林資源の活用などの取り組みを支援します。
※原則3人以上の活動組織で、3年間の活動計画などを作成
※竹林伐採のみは事業の対象外
補助内容
地域環境保全タイプ
侵入竹の伐採・除去活動や里山林の景観を維持する活動に対して、一定の費用を支援。資機材への支援
必要な機材や資材の購入・設置に対して、必要額の1/3～1/2を補助。
申し込み・問い合わせ先
かがわ森林・山村多面的機能発揮対策協議会
☎087-861-4352
県みどり整備課 ☎087-832-3460

②里山環境整備事業
集落、農地や道路周辺などに隣接する放置竹林を伐採し、広葉樹などを植栽する事業を支援します。
補助内容
里山整備推進事業
竹林の伐採、造林などに係る経費や諸経費に対して90%を補助。集落、農地などからおむね50m以内で、地目が山林の土地が対象。
申し込み・問い合わせ先
県西部森林組合 ☎0877-79-3120

